

飲食店応援事業取扱事業者募集要項

1 目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い大きな影響を受けている市内周辺地域飲食店への消費喚起を図るため、プレミアム率を高めた飲食店応援チケット（以下「チケット」という。）を発行する飲食店応援事業の取扱事業者の募集に関し、必要な事項を定める。

2 事業主体

飲食店応援事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）

3 チケットの利用期間

令和2年10月23日（金）から令和3年1月31日（日）まで

4 発行するチケットの概要

| | |
|--------|---------------------------|
| 名 称 | 「食べLOVEのWAあさひかわ」飲食店応援チケット |
| チケット額面 | 2,000円／枚 |
| 販売価格 | 1,000円／枚 |
| プレミアム率 | 100% |
| 販売方法 | 対面販売及びコンビニエンスストア設置の情報通信端末 |
| 購入限度枚数 | 1人1回のみ購入でき、枚数は2枚まで |
| 利用限度枚数 | 1人2枚まで |
| 利用者 | 市民及び観光客等 |

5 取扱事業者参加資格

チケットの取扱事業者は経営する店舗が次の各要件の全てに該当するものとする。

- (1) 対象地域 宮下通～8条通までの2丁目～18丁目を除く市内全域
- (2) 対象業種 主に酒類を提供し、それに伴う料理を提供する居酒屋等や
接待を伴うスナック・バー等のうち、次のいずれかに該当するもの
ア 1人当たり2千円以上のコース料理や宴会料理を提供するもの
イ 1回につき1人当たり2千円以上の飲食等が見込まれるもの
- (3) 新北海道スタイルを実践し、感染リスクの低減に取り組むもの

- (4) 旭川市暴力団排除条例（平成26年条例第16号）第2条第1号及び第2号に規定する暴力団及び暴力団員若しくは同条例第7条に規定する暴力団関係事業者でないもの
- (5) 公序良俗に反する営業を行っていないもの

6 チケット取扱厳守事項

- (1) 飲食及びそれに伴う役務の提供において正当な理由なくチケットの受取を拒まないでください。
- (2) チケットの交換、譲渡及び売買は禁止します。
- (3) チケットは額面未満での利用はできませんので、額面以上の利用になるよう利用者に説明してください。
- (4) 代金不足分は現金等で支払を受けてください。
- (5) 利用期限（令和3年1月31日）を過ぎてからチケットを受け取らないでください。その場合換金はできません。
- (6) チケットの盗難、紛失、滅失等に対して、実行委員会はその責を負いません。

7 チケット取扱事業者の責務等

次の事項を遵守してください。

- (1) 利用可能店舗であることが明確になるよう、実行委員会から配付する取扱事業者であることを証する掲示物を利用者が分かりやすい場所に掲示してください。
- (2) 利用者が利用するチケットについて、偽造されたものでないかを確認してください。確認用に配付する見本と比較して色合いが明らかに違うなど、偽造されたものと判断できる場合は、チケットの受取を拒否し、その事実を速やかに警察へ連絡するとともに実行委員会へ報告してください。
- (3) チケットを受け取った時は、利用者の氏名が書かれていることを確認し、利用者に対し、チケットに利用した日付を記載させてください。
- (4) 実行委員会と常に適切な連携ができるよう体制を確保してください。
- (5) 虚偽の申告を用いて、チケットの換金等を行わないでください。

8 チケットの換金手続き

- (1) 飲食店応援チケット換金依頼書（様式第5号）に日付及び氏名が書かれているチケットの半券とチケット利用時の売上が分かるもの（売上台帳・伝票等）を添えて提出してください。
- (2) 換金は、原則預金口座への入金による方法とします。
- (3) 入金は、実行委員会で飲食店応援チケット換金依頼書を受付した日から1週間程度で行います。ただし、売上台帳・伝票等の内容から利用状況に疑義が生じたときは、電話・面談による内容の確認のほか、実地調査等を行うため、入金が遅れる場合があります。

9 取扱事業者の登録の申請

(1) 申請方法

登録を希望される場合は、本募集要項に同意の上、飲食店応援チケット取扱事業者登録申請書（様式第1号）及び誓約書（様式第2号）に必要事項を記入し、次の書類を添付の上、実行委員会事務局まで郵送又は持参により提出してください。

ア 新北海道スタイル安心宣言が店舗に掲示されていることが分かる写真（プラス1の取組みがないものでも構いませんが、新しい生活様式の実践のためプラス1の取組みにも協力ください。）

イ 飲食店の運営に当たり、法令等が求める営業に必要な許可等を取得していることが分かる書類の写し（飲食店営業許可証等の写し）

ウ 通帳の写し等（口座名義人、口座番号、口座種別、金融機関名、支店名が分かるもの）
※申請書の代表者氏名と同じものに限ります。

(2) 提出先

| |
|--|
| 〒070-8004 旭川市神楽4条6丁目1-12 道の駅あさひかわ2階 飲食店応援事業実行委員会事務局（旭川市経済部経済交流課内） 電話:0166-73-9850 |
|--|

(3) 申請期限

令和2年10月9日（金）まで（第1次締切）

※第1次締切日までに申請し、取扱事業者に登録決定した場合は、チケット販売先に配置するチラシ等に掲載します。第1次締切後も随時申請を受け付けますが、利用者への周知は実行委員会等のホームページのみとなります。

10 取扱事業者の決定

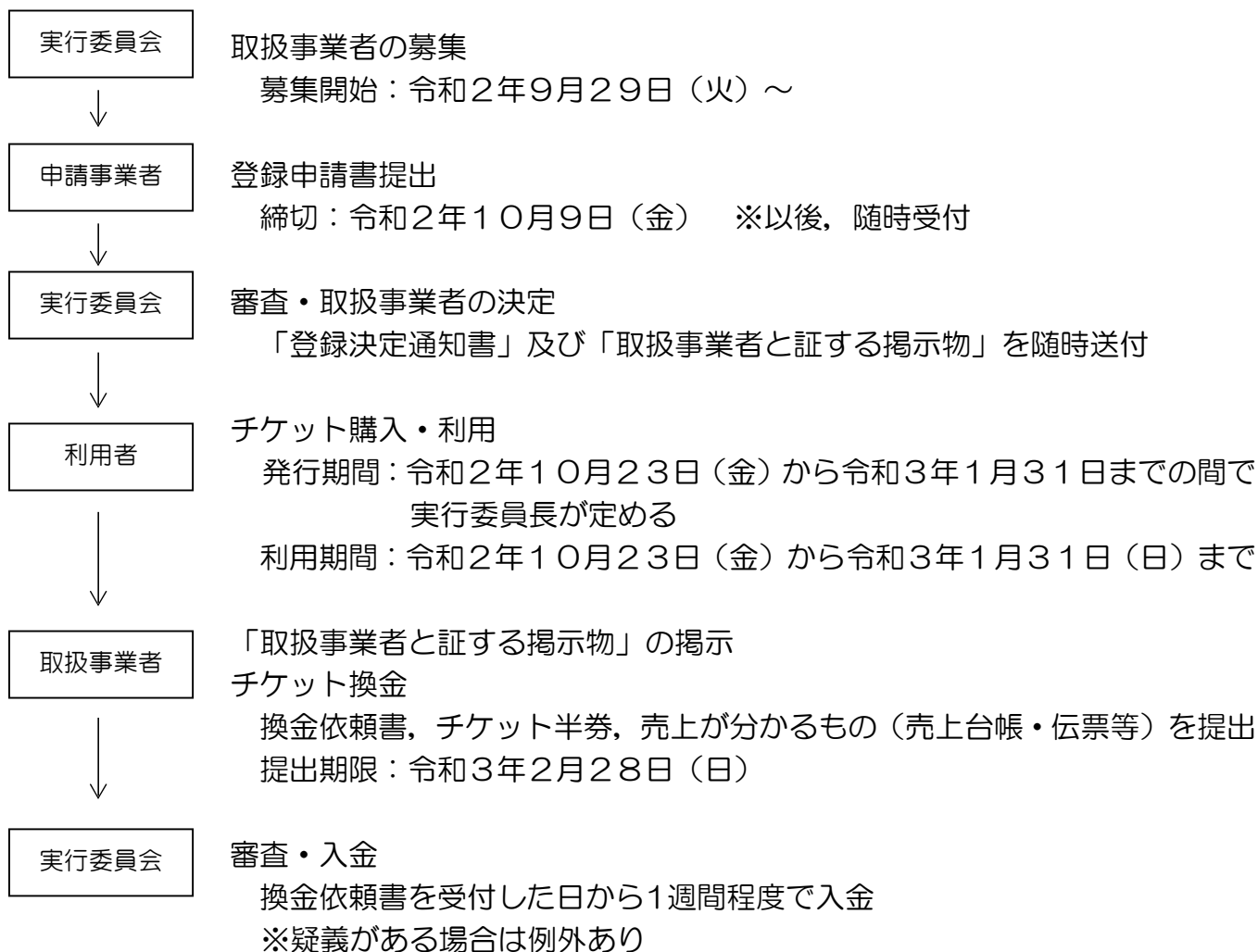
実行委員長は、申請事業者の審査を行い、登録決定した場合、飲食店応援チケット取扱事業者登録決定通知書（様式第3号）を、不登録決定した場合、飲食店応援チケット取扱事業者不登録決定通知書（様式第4号）を送付します。

11 登録事業者の取消等

本募集要項に違反する行為が認められた場合、店舗名及び取扱事業者の公表を行い、取扱事業者の登録を取り消すほか、チケットの換金を拒否し、不正に得た金銭の返還を求めます。また、それによって取扱事業者が被ったいかなる損失の補償もいたしません。

※実行委員会に損害金が生じた場合には、その損害について賠償をしなければなりません。

12 取扱事業者の募集・登録申請から換金までの流れ



13 北海道スタイルについて

北海道スタイルとは、道民と事業者が互いに連携し、感染防止の取組に努め、新しい生活様式の実践に取り組むことで、新型コロナウイルス感染症に強い社会を作っていく取組です。

具体的には、次のような取組をいいます。

- 1 スタッフのマスク着用や小まめな手洗いに取り組みます。
 - 2 スタッフの健康管理を徹底します。
 - 3 施設内の定期的な換気を行います。
 - 4 設備、器具などの定期的な消毒・洗浄を行います。
 - 5 人と人との接触機会を減らすことに取り組みます。
 - 一定の距離（2m程度）を確保するソーシャルディスタンス
 - 間仕切りなどの活用
 - 人数制限や空席の確保
 - 時差出勤、テレワークなど
 - 6 お客様にも咳エチケットや手洗いを呼びかけます。
 - 7 店内掲示やホームページなどを活用し、お店の取組をお客様に積極的にお知らせします。（感染症対策の可視化（見える化））
- プラス1 北海道コロナ通知システムを導入し、QRコードを分かりやすい場所に掲示します。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

14 その他

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況により、取扱期間等を変更する可能性があります。